



朝鮮半島における冷戦の起源 : 米国の戦後朝鮮信託 統治構想とその挫折、1945-48年

萩藤, 大明

(Citation)

神戸法学年報, 33:81-116

(Issue Date)

2020-03-19

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81012088>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012088>



朝鮮半島における冷戦の起源

——米国の戦後朝鮮信託統治構想とその挫折、1945-48年——

萩藤大明⁽¹⁾

はじめに

第二次世界大戦の終結により、日本は朝鮮、台湾、そして満州といった「外地」を喪失した。米国を主とした連合国により占領下に置かれた日本は、その間接占領に基づいた非軍事化や、民主化政策を中心とする占領改革を受け入れた。一方で、朝鮮半島は、日本の植民地から解放されたものの、信託統治を控えた米ソによって分割占領され、直接その軍政に置かれた。分断された南北朝鮮は、冷戦によって東西両ブロックに編入され、朝鮮戦争により熱戦の舞台となった⁽²⁾。

こうして、大日本帝国としての日本の敗戦後、朝鮮半島は、米国の戦後東アジア戦略を動揺させ、地域的な枠組みを超える課題を与えた。すなわち、朝鮮戦争以前の段階から、東アジア地域における中国大国化構想や、戦後日本に対する非軍事化ならびに民主化を推進する米国の政策と、その転換の過程において、朝鮮半島は、朝鮮内部の民族的指導者の理念とも絡み合いながら、米ソの対立に組み込まれ、その主役となる諸要素を形成したのである。

-
- (1) 神戸大学大学院法学研究科在籍 (123j057j@stu.kobe-u.ac.jp) 政治学専攻 (日本政治外交史) なお、本稿は、JSPS 科研費特別研究員奨励費 (16J04534)、ならびに、(公財) 村田学術振興財団の助成 (H31 助入 25) による研究成果の一部である。
 - (2) 本論文では、冷戦を「イデオロギー対立と核兵器による人類絶滅の危機感を背景とした、米ソ間の政治的コミュニケーション機能の低下により発生した、直接的軍事衝突に至らない全面的な緊張関係」とする滝田の定義を引用する。滝田賢治「序論 冷戦後世界とアメリカ外交」『国際政治』150号、2007年11月、6

このように、戦後初期段階の朝鮮半島を中心に、米国の戦後東アジア戦略構想において、朝鮮半島がどのような影響を与え、また、どのような影響を受けたのかを考察する試みは、米国の東アジア戦略の全体像を精査する上で欠かせない⁽³⁾。戦後初期における米国の東アジア政策構想は、第二次世界大戦中、あるいは、その前から日本の敗戦を含めて戦後計画が進められていたことは、五百旗頭真、入江昭、細谷千博を中心とする先行研究で明らかとなっている。実際に、米国が主導する当該地域の再編過程では、戦中から信託統治構想が進められていたものの、戦後において、冷戦の深化とともに政治的・軍事的利益が優先され、再構築されていく。

そこで本稿は、朝鮮半島に対する信託統治構想が、米国の戦後東アジア戦略とどのように結び付けられ、冷戦の出現とともに朝鮮半島がいかにしてその枠組みに組み込まれていったのかを考察することを目的とする。朝鮮半島の冷戦は、中国大陸では中国共産党が勝利を収め、日本の経済復興優先へと舵を切るなかで、その分割占領が、米ソの共同委員会の設置にも関わらず、信託統治を経ずして、そのまま朝鮮を分断する姿へと変えたのであった。

第1章 戦後初期米国の東アジア政策構想と朝鮮半島

戦後初期における米国政府機関の東アジア政策構想が具現化するのには、1941年2月に国務省内で創設された調査研究機関である特別調査部 (Division of Special Research) が、戦後計画の調査・研究のために民間の学者を集めて拡大し、1943年1月に政治調査部 (Division of Political Research) と経済調査

(3) 当該期に関する代表的な研究は、赤木莞爾・今野茂充編『戦略史としてのアジア冷戦』慶應義塾大学出版会、2013年；小此木政夫『朝鮮分断の起源——独立と統一の相克』慶應義塾大学出版会、2018年；宗炳巻『東アジア地域主義と韓日米関係』クレイン、2015年；李鐘元「戦後米国の極東政策と韓国の脱植民地化」『岩波講座 近代日本と植民地 8：アジアの冷戦と脱植民地化』岩波書店、1993年；Bruce Cumings, *The Origins of the Korean War: Liberation and the Emergence of Separate Regimes 1945-1947*. New Jersey: Princeton University Press, 1981

部 (Division of Economic Research) に分離され、戦後構想の調査機能が発展する前後である。国務省では戦前において、すでに高位職が集まる上級委員会として、対外関係諮問委員会 (Advisory Committee on Problems of Foreign Relations) が設置されていたが、参戦前ということもあり、各国および地域に関する具体的な戦後政策を準備するまでには機は熟しておらず、名ばかりのものだった⁽⁴⁾。それゆえ、参戦後には、上級委員会と調査研究機関をつなぐ中間レベルの機関として機能別に政治小委員会 (Subcommittee on Political Problems) や、領土小委員会 (Subcommittee on Territorial Problems) などが設置され、東アジア地域に関する問題が具体的に検討された⁽⁵⁾。こうしたなか、朝鮮に対する信託統治は、その戦後構想と両立する線に沿って、朝鮮の安定と自立を保障する手段として位置づけられた。

1943年12月の米英中首脳によるカイロ宣言では、「やがて」という但し書きがあるものの、将来的に朝鮮について独立させる意思を表明していた⁽⁶⁾。その手段として米国は、戦時中から朝鮮が政治的、経済的に独立を達成し、米国が主導する自由貿易に参加できるように支援するための戦後構想を進め、先だっては朝鮮の安定のため、強力な外国、または、効率的な国際機構の支持が必要であると考えていた。国務省特別調査部の政治調査部極東班 (Far East Group) を統括していた、クラーク大学教授のブレイクスリー (George H. Blakeslee) は、すでに1943年9月の報告書で朝鮮を、民族自決の原則によ

(4) 国務長官に戦後政策の助言を与える対外関係諮問委員会は、1940年半ばに実質的な活動を休止したが、1942年には国務長官のハル (Cordell Hull) を委員長に、戦後対外政策に関する諮問委員会 (Advisory Committee on Post-War Foreign Policy) が設置された。五百旗頭真『米国の日本占領政策——戦後日本の設計図 (上)』中央公論社、1985年、10-2

(5) 五百旗頭『同上』72-4

(6) Final Text of the Communiqué, November 26, 1943, in *Foreign Relations of the United States* (hereafter cited as *FRUS*), 1945. The Conference at Cairo and Tehran, Office of the Historian, Bureau of Public Affairs, U.S. Department of State, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1943CairoTehran/d343>>, accessed on July 22, 2019

て独立を与えるべき地域として分類し、日本の領土から分離する立場をとっていた。また、ブレイクスリーのもとで、朝鮮問題を主として担当したボートン (Hugh Borton) も、朝鮮に対する信託統治の必要性を議論していた⁽⁷⁾。

こうして連合国側にたち、第二次世界大戦を勝利で収めた米国は、その民主主義制度と経済的繁栄の恩恵を当該地域にも普及させることを望んでいたが、一方で、その構想の前提には、朝鮮自体が抱える政治的独立に対する能力への不信感に加え、経済的自立の可能性に対する悲観的評価が存在した。すなわち、植民地期の朝鮮にあった販路としての日本市場の閉鎖、ならびに、その資本財撤収による資本不足と、その産業麻痺がもたらす失業者の増大が朝鮮経済を不安定にし、将来的に想定されていた朝鮮の独立さえ、危機的状況に陥ると考えられた⁽⁸⁾。

それゆえ 1945 年 8 月、朝鮮において米ソ両軍が民間行政業務に関する権限を保有し、両統制下において民間業務行政を実施し、その後、両軍司令部の将校で構成される協議会で、統合された民間行政を実施することが起案された。また、ヤルタ会談での口頭合意に従い、米英中ソの 4 カ国による合同協定を通じて、朝鮮における過渡的国際行政組織、すなわち信託統治機関を準備し、国際連合の監督を受けることとした⁽⁹⁾。朝鮮の独立は、一貫してその後、想定されていたのである。

1945 年 9 月 2 日に日本が降伏文書に調印すると、対日占領の前提となる日

(7) "T-319: Korea: Problems of Independence," May 26, 1943, Records of the Advisory Committee on Post-War Foreign Policy, 1942-45, Lot 60D-224, Box 63, Records of Harley A. Notter, 1939-45, in Record Group 59: General Records of the Department of State, National Archives and Record Administration, College Park, Maryland (hereafter cited as NARA) ; "T-357a: General Principles Applicable to the Post-war Settlement with Japan (Revision)," September 29, 1943, *ibid.*, Box 64, Records of Harley A. Notter, 1939-45, in RG59, NARA

(8) "T-317: Korea: Economic Developments and Prospects," May 25, 1943, *ibid.*, Box 63, Records of Harley A. Notter, 1939-45, in RG59, NARA

(9) Draft Memorandum to the Joint Chiefs of Staff, in *FRUS, 1945*, vol.6, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1945v06/d771>>, accessed on July 22, 2019

本軍の戦闘停止と、武装解除の手続きなど、大日本帝国の陸海軍に対する第一指令が、連合国の承認を受けて発せられた。なかでも朝鮮半島について、北緯 38 度線を境界線として、その以北については、ソ連極東軍司令官に、その以南は、米国太平洋陸軍最高司令官に降伏することが規定された⁽¹⁰⁾。このように統治権の接受は、あくまで連合国にあり、その承認を受けて米国の民間行政業務地域となった北緯 38 度線以南は、ホッジ (John R. Hodge) 中將を在朝鮮米陸軍司令官として第 24 軍団が進駐し、同地域の降伏受理調印式は、同月 9 日に朝鮮総督府で開始された⁽¹¹⁾。

日本側は、北緯 38 度線以南の地域にある日本陸空軍高級指揮官として、上月良夫朝鮮軍管区司令官、同日本海軍高級指揮官として、山口儀三郎鎮海警備府司令官が署名し、最後に阿部信行朝鮮総督が、それを是認する署名をおこなった。米国側は、マッカーサー (Douglas MacArthur) の代理としてホッジ中將と、米海軍代表として第 7 艦隊提督のキンケード (Thomas C. Kinkaid) 中將が署名した⁽¹²⁾。

調印後、南部朝鮮占領の布告が公布された。その布告第 1 号には南部朝鮮占

(10) United States Initial Post-Surrender Policy for Japan, September 6, 1945, in *A Decade of American Foreign Policy: Basic Documents, 1945-1949*. Revised Edition, Washington, D.C.: Government Printing Office, 1985, 415-9, <<https://hdl.handle.net/2027/uc1.31822004197414?urlappend=%3Bseq=461>>, accessed on July 22, 2019

(11) 朝鮮占領の任務は、もともと沖縄作戦で戦死したバックナー (Simon B. Buckner, Jr.) 中將に代わって、米第 10 軍を率いることとなったスティルウェル (Joseph W. Stilwell) 中將に託されていたが、蒋介石 (Chiang Kai-Shek) との対立を避けるため、1945 年 8 月 12 日にマッカーサーは、沖縄の第 24 軍団を太平洋陸軍総司令部直属の任務部隊として抽出し、それに地域司令部と軍事政府の機能を付与することにした。そのための武器、要員その他は、第 10 軍司令部から補充されることになった。Barbara W. Tuckman, *Stilwell and the American Experience in China, 1911-45*. New York: Random House, 2017 (Originally Published by Macmillan, 1970), 622-4; Michael C. Sandusky, *America's Parallel*. Virginia: Old Dominion Press, 1983, 260-2

(12) *History of the United States Army Forces in Korea*, vol.1-4, 9-12, Washington D.C.: Library of Congress Photoduplication Service, 1978, 2 microfilm reels, 九州大学中央図書館所蔵; 森田芳夫、長田かな子編『朝鮮終戦の記録』資料篇第一巻、巖南堂書店、1979 年、245-7

領が、1945年9月2日の降伏文書に基づくものであることを宣言し、北緯38度線以南の朝鮮およびその住民に、軍事統制権を確立することを明言していた。また、当該領域およびその住民に対する全ての行政権は、太平洋陸軍総司令官の権限の下で行使されると規定した⁽¹³⁾。一方、左派を中心に結集した現地朝鮮政治勢力は、信託統治構想を前提とする米国の進駐を必ずしも歓迎しているわけではなかった。

第24軍団の最初の部隊である第7師団が仁川に上陸した頃には、戦前から左派民族主義者で社会主義者であった呂運亭 (Lyuh Woon Hyung) や、1920年代に朝鮮内で朝鮮共産党を組織し、活動を継続していた朝鮮共産主義運動の指導者である朴憲永 (Pak Heun Yung) を中心に、すでに「朝鮮人民共和国」の樹立を宣言して、新政府の組織に着手していた。朝鮮人民共和国の樹立は、米軍部隊が南部朝鮮に進駐する前に、また、海外の独立運動団体や指導者が帰国する前に、左派連合勢力を主とする国家と政府を樹立し、それを既成事実化するための機会主義的試みであった⁽¹⁴⁾。

ホッジ司令官の政治顧問兼国務省連絡代表として派遣されたベニングホフ (H. Merrell Benninghoff) がまとめた進駐直後の最初の情報分析によれば、朝鮮の即時独立と日本人の一扫が実現しなかったために、朝鮮現地では失望の声が湧き上がっていた⁽¹⁵⁾。南部朝鮮内での上陸直後から、行政業務とその協議対

(13) United States Congress. Senate. Committee on Foreign Relations, *The United States and Korean Problem: Documents, 1943-1953*. New York: AMS Press, 1976, 2-4; 旧朝鮮総督府官房総務課長山名酒喜男『朝鮮総督府終政の記録 (一) ——終戦前後に於ける朝鮮事情概要』友邦協会、1956年、28-9

(14) 米国政府や米占領軍当局にとっては、むしろ朝鮮人民共和国の樹立こそ、対日戦争勝利の成果を横取りし、朝鮮人民から民族自決の権利を奪う行為にほかならなかった。小此木政夫「南朝鮮の政治力学：米軍進駐と左右対立の構図」『法学研究』88巻4号、2015年4月、55-6

(15) ベニングホフは、朝鮮人がカイロ宣言にある「やがて」という語句を「数日内に」あるいは「直ちに」と理解していると指摘し、こうした情勢を「火花を散らせばすぐに爆発する火薬庫」と例えている。The Political Adviser in Korea (Benninghoff) to the Secretary of State, September 15, 1945, in *FRUS, 1945*. vol.6, <<https://>

象をめぐって難しいかじ取りを迫られた米軍当局は、1945年9月14日までには朝鮮総督府の日本人幹部および警察官を全て解任した。また、その後人幹部として、第七師団師団長であるアーノルド（Archibald V. Arnold）少将を軍政長官とし、警察局長にシック（Lawrence Schick）憲兵隊長をはじめとして、軍政長官名による諸命令を發布し、官房各課を監督する民政長官に、第10軍司令部から補充されたプレスコット（Brainard E. Prescott）大佐を任命するなど、米軍将校を起用した。

旧日本帝国の一部をなし、その支配下にあった朝鮮人は、直ちに行政を引き継ぐだけの経験を持たず、政治的にも分裂していると考えられた。それゆえ1945年9月20日には、米軍政府機構が公表され、北緯38度以南の南部朝鮮における米軍政府は、連合軍最高司令官の下に、米軍により設立せられた臨時政府であるとし、同時に、南部朝鮮における唯一の政府であり、米軍政府本部の道・府・郡（支部）を通じて、既設の各機関を運営するものと定義された⁽¹⁶⁾。翌月13日には、朝鮮の米軍占領地域における民事行政のための初期基本指令がなされ、朝鮮を行政的に日本から分離し、日本の社会、経済および財政上の統制から、南部朝鮮を自由にすることを告げた⁽¹⁷⁾。

この基本指令は、朝鮮には米英中ソによる国際的な枠組みによる信託統治を

history.state.gov/historicaldocuments/frus1945v06/d781>, accessed on July 22, 2019

(16) 小此木政夫「米軍の南朝鮮進駐——間接統治から直接統治へ」『戦略史としてのアジア冷戦』慶應義塾大学出版会、2013年、98-9

(17) 初期基本指令であるSWNCC176/8の草案は、SWNCC内の極東小委員会（SWNCC Subcommittee for the Far East）で起草され、1945年9月1日、SWNCC176/3として回覧された。また同月27日には第3部が同委員会によって修正され、SWNCC176/6として回覧された。両草案はSWNCC176/8として統合され、同年10月13日付けでSWNCCによって承認された。Basic Initial Directive to the Commander in Chief, U.S. Army Forces, Pacific, for the Administration of Civil Affairs in Those Areas of Korea Occupied by U.S. Forces, in *FRUS, 1945*, vol.6, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1945v06/d798>>, accessed on July 22, 2019

おこなうまでの過渡期に、米軍が民政を敷くことを指し、国務・陸軍・海軍三省調整委員会 (State-War-Navy Coordination Committee; 以下、SWNCC と略記) 176/8 の 2・b 条項に沿って、その民政は、米軍隊の安全と両立する限り、朝鮮を解放された国家として取り扱うことを想定していた⁽¹⁸⁾。すなわち、ソ連との朝鮮統制の手続きや、政策の同一性を維持し、南部朝鮮内の既存政党、ならびに、政治組織や団体を統制下に置く一方で、朝鮮における日本の政治的、経済的影響力を除去することが、信託統治を経て将来的になされる朝鮮独立のために要求された。他方で、ホッジの指揮する第 24 軍は、米太平洋陸軍最高司令官であるマッカーサーの指揮下にあったことから、日本の占領政策と朝鮮に関する任務について、実際には重なる部分が多かった。

1945 年 10 月から 1948 年 3 月までの期間、連合軍最高司令官総司令部 (General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers, 以下、GHQ/SCAP と略記) の幕僚部のなかで、9 つの部局が日本に関する任務に加えて、朝鮮に対する米軍政にかかわる特定問題について助言をおこなっていた。米国にとって、日本と朝鮮における行政上の統合運営という側面は、必ずしもその政治的、経済的分離政策と衝突するものではなかったのである⁽¹⁹⁾。1945 年 11 月には SCAP 宛に、

(前略) (1)1914 年世界大戦開始以後、日本が委任統治その他の方法によって奪取、または、占領した太平洋諸島の全部、(2)満州、台湾、澎湖諸島、(3)朝鮮、(4)樺太、および、(5)今後の指令において指定される、他の地域の日本からの完全な政治、行政上の分離を実施するため

(18) SWNCC は、1944 年 12 月に軍事と政治に関わる問題について、三省間での意思疎通を図る目的で設置された。同委員会は、直接大統領に具申するのではなく、三省から参加した次官補や専門家で構成され、政軍間の統合的な政策を決定する機関であった。宮里政玄『アメリカの対外政策決定過程』三一書房、1981 年、51-2; Michael Schaller, *The American Occupation of Japan: The Origins of the Cold War in Asia*. New York: Oxford University Press, 1985, 7

(19) 宗『東アジア地域主義と韓日米関係』139

に適当な措置を日本において執行する。(後略)

ことが指令された (JCS1380/15)⁽²⁰⁾。すでに経済政策では、1945年6月の時点で日本の産業能力を除去する方針であったものの、ポツダム宣言において、再軍備可能な産業を禁止する方向で日本の貿易統制が図られ、戦後初期対日方針 (SWNCC150/4/A) では、輸入の必要範囲に収まる輸出のみを許可した⁽²¹⁾。日本においては、日本国内の財閥解体や農地改革、労働改革などを通じて、その経済制度、ならびに、その産業構造の民主化を推進すること、朝鮮を含む外地の在外財産を賠償として引き渡し、その限度は、日本に対する非軍事化と矛盾または支障がないようにして、旧日本外地と日本の経済的分離、日本経済の存立が図られた。

日本と朝鮮の政治的、経済的分離が、米国の戦後政策において具体化されるなかで、朝鮮における信託統治の実施は、1945年12月のモスクワ外相会議において目標化された。そもそも、連合国の定期協議は、1945年2月のヤルタ会談で合意され、3、4ヶ月に一度開催することになっており、ロンドンに次いで、モスクワでの開催だった⁽²²⁾。しかしながら、ロンドン外相会議では東欧間

(20) 日本に対する戦後初期指令は、SWNCC150/4/Aで、トルーマン (Harry S. Truman) によって1945年9月に承認されたが、JCS1380/15は、そのSWNCC150/4/Aに基づく。JCS1380/15: Basic Initial Post Surrender Directive to Supreme Commander for the Allied Powers for the Occupation and Control of Japan, November 3, 1947, Digital Exhibition, National Diet Library, Japan, <https://www.ndl.go.jp/constitution/e/shiryo/01/036/036_001r.html>, accessed on July 23, 2019

(21) Report by the State-War-Navy Coordinating Subcommittee for the Far East, June 11, 1945, in *FRUS, 1945*. vol.6, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1945v06/d383>>; U.S. Initial Post-Surrender Policy for Japan, September 22, 1945, in *Department of State Bulletin*. vol.13-326, 423-7 <<https://heinonline.org/HOL/P?h=hein:journals/dsbul13&i=425>>, accessed on July 23, 2019

(22) Communiqué Issued at the End of the Conference, February 11, 1945, in *ibid.*, Conferences at Malta and Yalta, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1945Malta/d500>>, accessed on July 22, 2019

題で紛糾し、朝鮮における信託統治を固める上での時間と関心が割かれることはなかった。

こうして外相会議は、1945年12月16日から26日まで開かれ、前回ロンドンでの参加者問題を反映して、ソ連のモロトフ (Vyacheslav M. Molotov) 外相、英国のベヴィン (Ernest Bevin) 外相、米国のバーンズ (James F. Byrnes) 国務長官らが出席した。公式声明において朝鮮は、

(前文略)

- 第1項：朝鮮の独立国としての再建と、民主的諸原則による発展のための諸条件の形成と、長期にわたる日本統治の有害な結果を迅速に一掃する目的のため、民主主義朝鮮臨時政府が樹立される。その臨時政府は、朝鮮の産業、運輸、農業および朝鮮人民の民族文化の発展のために、必要なあらゆる方策を講ずる。
- 第2項：朝鮮臨時政府の樹立を助けるために、または、それに適応する方策をあらかじめ作成するために、南部朝鮮の米軍代表と北部朝鮮のソ連軍代表は、共同委員会を組織する。委員会は、その提案を作成するにあたり、朝鮮の民主的諸政党や、社会諸団体と協議しなければならない。委員会が作成した勧告書は、委員会を代表する米ソ両政府によって最終決定される前に、米英中ソ4カ国の政府審議を受けなければならない。
- 第3項：合同委員会のその他の任務は、臨時政府や民主的諸団体を参加させて、朝鮮人民の政治的、経済的、社会的進歩と、民主的自治の発展と朝鮮独立の確立を、信託統治によって援助する政策を作成することである。共同委員会の提案は、臨時政府と協議の上で、5年を期限とする4カ国による信託統治協定を作成するために、米英中ソ4カ国の審議を受けなければならない。
- 第4項：南北朝鮮に喫緊する課題を審議するために、また、南部朝鮮

の米軍司令部とソ連軍司令部との間の行政、経済部門における恒久的調整を確立する政策を作り上げるために、朝鮮に駐屯する米ソ両軍司令部の代表者会議を2週間以内に召集する。

(後文略)

として、5年以内を期限とする米英中ソ4カ国による信託統治を実施するため、朝鮮の米軍司令部とソ連軍司令部の代表からなる共同委員会を設置して、朝鮮臨時政府を樹立させ、その臨時政府と信託統治に関する協定を、協議の上で作成するというものだった⁽²³⁾。他方、日本については、連合国の対日占領政策の決定機関として、ワシントンに極東委員会 (Far Eastern Commission) を設置し、東京にはSCAPの諮問機関として、対日理事会 (Allied Council for Japan) を設置することを決めた⁽²⁴⁾。

早速、モスクワ会議で取り決められた協定第4項で規定された通り、南北朝鮮間の緊急問題審議、また、行政・経済部門における調整のため、1946年1月16日から2月5日まで米ソによる予備会談がソウルの徳寿宮で開かれた。しかしながら、コメの供給をめぐる紛糾し、米ソ両軍司令部の連絡や、米ソそれぞれ5人の委員から構成される10名の共同委員会を設置するなど、限定的合意にとどまった⁽²⁵⁾。

(23) The Ambassador in the Soviet Union (Harriman) to the Acting Secretary of State, December 27, 1945, in *ibid.* vol.2, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1945v02/d268>>, accessed on July 22, 2019

(24) 下斗米は、ソ連が合意した背景に、核開発、特にウラン鉱利権確保のために必要な東欧管理、すなわちナチス・ドイツに対する反撃の過程でソ連軍の支配下に入った東欧の管理をどうするか、その戦後処理、つまり平和条約をどう結ぶかという論点が優先されたと指摘する。下斗米伸夫「モスクワ外相会議（一九四五年一二月）再考（上）——日本占領、核開発、および冷戦の起源」『法学志林』102巻2号、2005年1月、38-40

(25) The Political Adviser in Korea (Benninghoff) to the Secretary of State, February 15, 1946, in *FRUS, 1946*, vol.8, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1946v08/d477>>, accessed on July 22, 2019

一方、モスクワ会議後の朝鮮内政治勢力の動きはめざましく、南部朝鮮では1946年2月に、数ある政治団体の右派を中心に、李承晩 (Rhee Syngman) を総裁とする、大韓独立促成国民会 (以下、独促国民会と略記) が結成された⁽²⁶⁾。北部朝鮮では、金日成 (Kim Il Sawng) を委員長とする北朝鮮臨時人民委員会が発足した⁽²⁷⁾。1945年10月に米軍政府下の南部朝鮮に帰還した李承晩は、南部朝鮮内の左派を中心とする信託統治支持派に反対して、金九 (Kim Koo) や金奎植 (Kim Kyu Sik) とともに、独促国民会を結成した。他方で、北部朝鮮内における信託統治支持派の共産党系を中心とする左派は、反対派の民族主義者やキリスト教徒を排除していた⁽²⁸⁾。

前述のとおり、米国は、朝鮮を信託統治にすることによって、日本の影響力を除去し、朝鮮の自立を支援することを意図した。一方で、ハリマン (W. Averell Harriman) 大使が離任の間、臨時大使を務めたケナン (George F.

(26) 李承晩は、1875年に窮乏する王族の末裔として生まれ、米国人宣教師アペンゼラー (Henry G. Appenzeller) が設立し、運営する培材学堂で英語を学び、1890年代に改革政治家である徐裁弼が創設した独立教会の運動に参加した。米国に留学して1910年にプリンストン大学で博士号を取得し、一時帰国後、1912年3月に再び渡米してから33年の歳月が流れ、すでに70歳の老人になっていた。小此木『朝鮮分断の起源』260-70

(27) 金日成は、1912年平壤近郊の村で生まれた。1928年にコミンテルンが朝鮮共産党を解消したために、満州における朝鮮人共産主義者は中国共産党に入党、金日成も1931年に参加した。1932年に最初の遊撃隊を組織し、1937年に「金日成部隊」として知られる東北抗日連軍第6師団長となり、満州の南部および南東部で戦った。1941年には日本と戦いながらソ連に入り、1945年9月、ソ連軍占領下の北部朝鮮に帰還した。同年11月には朝鮮共産党北部朝鮮分局責任秘書に就任し、1946年2月に結成された北朝鮮臨時人民委員会の委員長に就任した。劉仙姫『朴正熙の対日・対米外交——冷戦変容期韓国の政策、1968～1973年』ミネルヴァ書房、2012年、253

(28) 李承晩は、1945年1月3日に南部朝鮮で開かれた信託統治賛成 (賛託) 大会について、自らの理念とは異なる左派破壊分子達による「最後の足掻き」だと述べて、統一戦線から除外しなければならないことを宣言していた。손세일 [孫世一] 『이승만과 김구 제6권 제3부 언뜻 나라를 세울까 1945～1950 (1)』조선뉴스프레스、2015年、75

Kennan) は、モスクワ外相会議で、ソ連が妥協的だった要因を分析した⁽²⁹⁾。ケナンによれば、ソ連は、米英の信託統治とも異なる概念をもっており、会議での朝鮮処理が、ソ連にとって、旧日本の植民地を速やかに独立させるのに有利であった。実際に、モスクワ外相会議の朝鮮に関するソ連の認識は、信託制ではなく後見制 (Guardianship) とされているなど、米ソ間では朝鮮の信託統治をめぐる規定の解釈に齟齬がみられた⁽³⁰⁾。

在朝鮮米陸軍司令官であるホッジは、北部朝鮮で中央政府（北朝鮮臨時人民委員会）が樹立されたことを報告し、米ソ共同委員会によって樹立される朝鮮臨時政府が、共産主義支配のもとに置かれることに警戒心を抱いていた。それゆえ、独促国民会を結成していた李承晩を自らの諮問機関とする朝鮮代表南朝鮮民主議院の議長とし、同じく金九と金奎植を副議長にして、その権威を支援し高めることで、南部朝鮮内の支持を固めようとした⁽³¹⁾。

(29) The Chargé in the Soviet Union (Kennan) to the Secretary of State, January 25, 1946, in *FRUS, 1946*. vol.8, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1946v08/d466>>, accessed on July 22, 2019；ケナンは1904年、ウィスコンシン州ミルウォーキーで生まれた。1925年にプリンストン大学を卒業後、国務省に入り、1933年に米ソ国交が樹立されると外交官としてモスクワに赴き、1946年まで3回にわたり約7年をモスクワの大使館で過ごした。1947年から国務長官となったマーシャル (George C. Marshall) より、新たに創設された政策企画室の室長を務め、2年間の休暇を経て、1952年から翌年まで駐ソ大使を務めた。1953年には国務省を退き、一時的にケネディ (John F. Kennedy) 政権期に駐ユーゴスラヴィア大使を務めるものの、退官後はその多くをプリンストン高等研究所で学究生活にあてた。ジョージ・F・ケナン (近藤晋一、飯田藤次、有賀貞訳) 『アメリカ外交50年』岩波現代文庫、2000年、275-80

(30) The Political Adviser in Korea (Benninghoff) to the Secretary of State, January 13, 1946, in *ibid.*, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1946v08/d459>>, accessed on July 22, 2019

(31) The Political Adviser in Korea (Benninghoff) to the Secretary of State, February 20, 1946, in *ibid.*, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1946v08/d478>>; General of the Army Douglas MacArthur to the Joint Chiefs of Staff, February 12, 1946, in *ibid.*, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1946v08/d476>>; General of the Army Douglas MacArthur to the Secretary of State, Received February 24, 1946, in *ibid.*, <<https://history.state.gov/>

第2章 米ソ共同委員会

1945年12月、戦後の国際金融ならびに為替相場の安定を目的に、米ドルを基軸通貨とする固定相場制のブレトン・ウッズ体制への参加を最終的に拒否したスターリンは、1946年2月9日、ラジオを通じてソ連国民に呼びかけた。スターリンは、資本主義体制が危機と戦争の要素を宿しているとし、その発展の不均衡に起因する資源と市場の争奪から、戦争は避けられないとして、重工業優先と農業集団化の方針を堅持した新5カ年計画について演説していた⁽³²⁾。

平和共存が不可能であるとするスターリン演説について、アチソン (Dean G. Acheson) 国務次官からの分析依頼の返電として、駐ソ臨時大使のケナンから長文電報が届けられた。この電報は、ソ連の対外行動を、外部情勢の客観的分析により到達した結論ではないと指摘した。そして、その行動の性格を、共産主義ではなく、外部世界に対する安全保障の伝統的、本能的な不安に基づくものとし、基本的に国内的な支配の正統性によって規定され、それゆえに力の論理に敏感であると分析した。したがって、その政治的膨張への対応策として、米国民の自信と規律、士気、共同意識を高めることで、米国が力を蓄え、それをソ連に対しても使えるという姿勢を見せることで、ソ連による軍事力を中心とした勢力圏の強制的拡張の試みを抑えることを説いた⁽³³⁾。

また、訪米中だった元英国首相のチャーチル (Winston Churchill) も、同年3月、ミズーリ州フルトンのウェストミンスター大学での演説で、演壇に座るトルーマン (Harry S. Truman) 大統領を前に、

historicaldocuments/frus1946v08/d480>, accessed on July 22, 2019

(32) Joseph Stalin, "New Five-Year Plan for Russia," February 9, 1946, in *Vital Speeches of the Day*, vol.12-10, New York: City News Publishing, 1946, 300-4

(33) The Chargé in the Soviet Union (Kennan) to the Secretary of State, February 22, 1946, in *FRUS, 1946*, vol.6, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1946v06/d475>>, accessed on July 22, 2019

(前略) ソ連とその国際共産主義組織が、近い将来に何をなそうとしているのか、また、彼らの膨張主義的傾向や、他者にイデオロギーの転向を強いる傾向に限界があるとするれば、それが何なのか、誰にも分からない。(中略) 言いたくないが、この確かな事実を伝えることが私の義務だと思う。バルト海のシュテッチンからアドリア海のトリエステまで、大陸を横切る鉄のカーテンが降ろされた。(中略) ソ連が戦争を欲していると思わないが、彼らが求めているのは戦争の報酬であり、権力と主義の限りなき拡張である。それゆえ手遅れにならぬよう、全ての国に出来るだけ早く自由と民主主義を確立しなくてはならない。(後略)

として、米英が軍事同盟を強化することで、ソ連の勢力拡大阻止を訴えた⁽³⁴⁾。トルーマンは、終戦前に急死したローズヴェルト (Franklin D. Roosevelt) の跡をついで、1945年4月から大統領に昇格していた⁽³⁵⁾。トルーマンは、複雑な戦後の諸問題について生前のローズヴェルトと話し合ったことがなく、国際問題に関する経験もほとんどなかったが、大統領として初の一般教書演説では、日本が戦争する力を根絶して、日本国民に統治上の発言権を与えること、有力

(34) Speech by Churchill, Winston. *Sinews of Peace*. March 5, 1946, FO371/51624, <<http://www.nationalarchives.gov.uk/wp-content/uploads/2019/05/FO371-51624.jpg>>, accessed on July 23, 2019

(35) ローズヴェルトは、1882年にニューヨーク州のハイドパークの名家に生まれ、ハーバード大学およびコロンビア大学を卒業し、弁護士となる。その後、ニューヨーク州の上院議員や海軍次官を務めるが、1921年にギランバレー症候群 (Guillain-Barré Syndrome) にかかり、下半身の自由がきかなくなった。しかしながら、1928年にはニューヨーク州知事に当選し、1932年の大統領選では民主党から立候補して第32代大統領に就任した。藤本一美、濱賀祐子、末次俊之訳『資料：戦後米国大統領の「一般教書」第1巻——「ルーズベルト、トルーマン、アイゼンハワー」1945～1961年』大空社、2006年、5; Armond S. Goldman, et al. "What was the cause of Franklin Delano Roosevelt's Paralytic Illness?," in *Journal of Medical Biography*. vol.11-4, November 2003, 232-40

で独立した統一のおよび民主主義的な中国の発展を助長すること、朝鮮の主権回復、朝鮮人の自由選挙による民主主義政権の確立を、できる限り迅速に進めることに言及していた⁽³⁶⁾。

1946年3月20日から始まった米ソ共同委員会は、モスクワ会議で取り決められた協定第2項に従い、朝鮮臨時政府樹立のために、協定に協力する朝鮮内の政党、団体を協議対象とした。しかしながら、協議対象の構成をめぐる、ソ連は、反ソを主張する李承晩らを、協定に反対する政党・政治団体、また、個人として排除することを主張した。他方で、米国は、信託統治問題に関する見解の表明が、言論の自由の範囲内であり、臨時政府樹立のために共同委員会と協議することは可能であるとの立場だった。こうして、最初の共同委員会は、協議対象をめぐる米ソの見解相違を中心に、民主主義、政党など基本用語に対する認識の違いが浮き彫りとなり、決裂する⁽³⁷⁾。

決裂後の1946年6月3日、共同委員会開幕直前に民主議院議長を辞退し、継続して独促国民会を率いていた李承晩は、地方遊説先の全羅北道で、北緯38度以南の単独政府を樹立するとの「井邑発言」をおこなった。副総裁の金九が反対を表明するなど足並みは乱れたが、一方で、北部朝鮮内ではすでに、

(36) 藤本、濱賀、末次訳『資料：戦後米国大統領の「一般教書」第1巻』54; トルーマンは、1884年にミズーリ州のラマーで、農民の子として生まれた。郡判事を経て、1934年に連邦上院議員に当選し、軍需生産特別委員会の委員長を務め、1944年民主党大会で副大統領に指名され当選した。1944年夏には、既にローズヴェルトの健康が悪化し、いつまで持つかと危惧される状況にあったから、副大統領候補の選択は、即ち次期政権の選択を意味した。現職のウォーレス (Henry A. Wallace) 副大統領は、「リベラル過ぎる」として党内右派の反発を招いており、1944年7月の民主党大会は、無難と見られたトルーマンに差し替えられた。高松基之「冷戦の進展と変質」有賀貞、宮里政玄編『概説アメリカ外交史——対外意識と対外政策の変遷(新版)』有斐閣選書、2002年、138-9; 長尾龍一「トルーマン政権の極東政策」小林道彦、中西寛編『歴史の桎梏を越えて——20世紀日中関係への新視点』千倉書房、2010年、156

(37) Lieutenant General John R. Hodge to the Secretary of State, Received May 9, in *FRUS, 1946*. vol.8, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1946v08/d503>>, accessed on July 22, 2019

共同委員会開催以前から金日成が、北部朝鮮内の無償没収と無償分配を原則とする土地改革法令を公布するなど、単独の統治機構を形成しつつあった⁽³⁸⁾。

こうした状況下で、トルーマンの賠償問題代表として、南北朝鮮を含む極東視察旅行を終えたポーレー (Edwin W. Pauley) は、大統領に宛てた書簡のなかで、朝鮮は小国であり、米国の軍事力全体から見れば小さな負担でしかないが、イデオロギーの戦場であり、米国のアジアでの成功全体がそれに依存するかもしれない。敗北した封建制度からの挑戦に対して、民主主義的な競争がされるかどうか、あるいは、その他の制度、すなわち、共産主義がより強力になるかどうか、ここで試されているとの認識を示した⁽³⁹⁾。北部朝鮮におけるソ連は長期駐留の構えであり、日本との賠償問題については、朝鮮半島に民主的な政府形態が保障されるまで、米国が在朝鮮日本人財産に対する権利を放棄してはならなかった。

ポーレーを団長とする対日賠償使節団は、1945年12月、占領当初の日本の経済的な再支配や、軍事的な侵略を阻止するために、厳格な対日賠償方針に立って、軍需産業を中心とする余剰工業設備、資本財を除去し、その工業設備を賠償として、日本の侵略を受けた諸外国に移すことで、その経済発展を促進する中間賠償報告を発表していた⁽⁴⁰⁾。旧満州や、朝鮮半島に存在した重工業設備を核として構成された日本の在外財産は、日本本土の経済復興への打撃を回

(38) The Political Adviser in Korea (Langdon) to the Secretary of State, March 19, 1946, in *ibid.*, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1946v08/d488>>, accessed on July 22, 2019

(39) ポーレーは、対独賠償問題担当大使でもあったが、対日賠償政策の具体案を作成するため、1945年9月にトルーマンから大使級相当の地位を与えられた大統領個人代表だった。Ambassador Edwin W. Pauley to President, June 22, 1946, in *ibid.*, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1946v08/d525>>, accessed on July 22, 2019

(40) 1945年12月21日にトルーマンはポーレーの中間報告を承認した。Mr. Edwin W. Pauley, Personal Representative of the President on Reparations, to President Truman, December 6, 1945, in *ibid.* vol.6, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1945v06/d744>>, accessed on July 22, 2019

避した上で、賠償に有効であると期待された。また、こうした在外財産は、日本の侵略的拡張政策に深い関連を有していたとも見なされた。そもそも、政府援助と補助金・特権保護で育成されてきたこと、侵略責任のある富裕な支配層が大部分を所有していること、公有財産のみを没収して私有財産没収を認めなければ、全財産没収を主張する中国人の批判を招くこと、枢軸国は一貫して国際法を侵犯したため、国際法上の権利を主張する権利は失われていること等が指摘されていた⁽⁴¹⁾。

それゆえに、1945年12月6日には南部朝鮮でも、日本人所有財産の帰属と所有権の移転処分が、米軍政府によって軍政令第33号としておこなわれた⁽⁴²⁾。この第33号により、ソ連参戦の1945年8月9日に遡及して、在朝鮮日本財産は隔離され、その権原は米軍政府に帰属され、所有された。1946年9月25日、SWNCC内の極東小委員会(SWNCC Subcommittee for the Far East)では、在韓日本資産に関する報告書が作成され、将来その私有財産の補償を約束せずに、在韓日本資産を全て剥奪することの論理的根拠が提出された。その根拠として、この計画が日本の在外財産に関する米国の一般的政策に沿っている点、および他国、特に中国とソ連が、将来の財産補償に対する何らの保障も与えずに、日本人を引き揚げ、送還させている点に求められた⁽⁴³⁾。

(41) 浅野豊美「ポーラー・ミッション——賠償問題と帝国の地域的再編」『歴史の桎梏を越えて』176

(42) 外務省アジア局第1課「日韓会談における双方の主張及び問題点」昭和33年1月20日、2006-588-69、外務省外交史料館所蔵；なお、同文書は、「日韓会談・全面公開を求める会」のアーカイブに、同形式でデータが保存されている。日本公開の日韓会談文書、<<http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/nihonkokai/nihon.html>>、2019年11月7日アクセス；軍政令第33号について米政府は、1946年9月27日に正式に追認した。Memorandum by the Assistant Legal Adviser for Political Affairs (Snow) to Mr. Rufus Burr Smith of the Division of Japanese and Korean Economic Affairs, May 22, 1947, in *FRUS, 1947*, vol.6, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1947v06/d334>>, accessed on July 22, 2019

(43) Disposal of Japanese Property in Korea, From (EA) Christopher A. Norred, Jr. to (EA) Mr. Yager, October 4, 1962, in Confidential U.S. State Department Central files. Japan: Internal and Foreign affairs, 1960-January 1963, (Originally Published

このように、北部朝鮮と中国における没収処分に対して、南部朝鮮のみで私有財産の補償を前提とする政策を持続すれば、南部朝鮮の民衆の信頼を米軍政府につなぎとめることができなくなるとの判断によって、この帰属は、遡及法として没収する性格を持つことが決定された。1946年6月のポーレー発言は、朝鮮における賠償問題が、分割占領状態のもとでは解決できないことを示していた。しかしながら、最終的な解決は、朝鮮臨時政府の樹立と信託統治の開始を待たなければならないものの、南北朝鮮の統一可能性が次第に低くなるにつれ、朝鮮に対するイデオロギー的かつ地政学的側面の重要性が優先化される。中国大陸では国共内戦が再発しており、トルーマンも国共調停工作に乗り出していたが、内戦は収束するどころか、さらに拡大、悪化の一途をたどっていた。

1945年12月のモスクワ外相会議直前に、トルーマンは、中華民国国民政府（以下、国府と略記）を、中国唯一の合法政府として認める大統領声明を発表した⁽⁴⁴⁾。この声明は、中国内の国共内戦をめぐる議会論争に終止符を打つために発せられたが、同時にトルーマン政権が共有する対ソ認識を反映していた。国府が中国共産党（以下、中共と略記）との調停に至らなければ、分割された中国の出現を許すことにほかならず、満州におけるソ連の侵奪が起こるかもしれない⁽⁴⁵⁾。

実際に、1946年5月から始まったポーレーの第2次賠償使節団は、ソ連が満州地域の日本人財産の設備などを選択的に撤去していることを報告してい

by University Publications of America, Bethesda, Maryland, 1998), Microfilm Reel 33: Political and Other International Relations; Bilateral Treaties—Japan cont., 0076 (694.95b23) : Political Relations between Japan and South Korea: War—Enemy Property, YE-A2, 国立国会図書館憲政資料室所蔵

(44) United States Policy toward China, Statement by the President, December 16, 1945, in *The Department of State Bulletin*. vol.13-338, 945-6, <<https://heinonline.org/HOL/P?h=hein.journals/dsbul13&i=1>>, accessed on October 30, 2019

(45) Memorandum of Conversation by General Marshall, December 11, 1945, in *FRUS, 1945*. vol.7, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1945v07/d555>>, accessed on June 4, 2019

た⁽⁴⁶⁾。それらは、発電機や工作機械などの設備、金塊などで、戦利品として対日賠償撤去の枠外にするべきとするソ連と米国の立場は対立し、ソ連による撤去とともに、同地域での中共の政治的優位が次第に明白となった。北部朝鮮でも、反ソ反共勢力が排除されるにつれ、親ソ的な金日成の北朝鮮臨時人民委員会単独の支配が濃厚となった。南北朝鮮の政治経済的分断が固定化されていくなかで、トルーマンは、南部朝鮮への米軍の駐留を承認し、在朝鮮米陸軍司令官への十分な支援を約束しただけでなく、それを陸軍長官であるパターソン (Robert P. Patterson) に指示した⁽⁴⁷⁾。

こうしたなか、米国は1947年会計年度の陸軍省予算として、実質的な米軍の占領下に置かれた南部朝鮮、日本などの地域における飢餓や疫病を防止し、社会不安の発生を防ぐ目的で支出が認められた、占領地における施政および救済 (Government and Relief in Occupation Areas; 以下、ガリオアと略記) という項目が設けられる。具体的には食糧を中心に、肥料、医薬品などを援助するためであった⁽⁴⁸⁾。占領地域問題担当の国務次官補であったヒルドリング (John H. Hilldring) は、1946年2月、日本の輸出が将来的に米国の過去、および、現在の援助輸出を返済するのに十分な量となるとの認識を示し、かかる対日経済政策の失敗が占領目的の達成を危うくするばかりでなく、アジア全体の経済復興も阻害することを危惧していた⁽⁴⁹⁾。そこで1946年7月、4億2500万ドル

(46) Edwin W. Pauley, "Report on Japanese Assets in Manchuria to the President of United States, July 1946," p.1, in RG59, Records of the Pauley Missions, 1945-48, Lot M-17 & M-18, Entry 1106H, Box83; Reports in Manchuria (Draft), NARA

(47) Draft of Letter from President Truman to the Secretary of War (Patterson), in *FRUS, 1945*, vol.7, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1946v08/d535>>, accessed on August 4, 2019

(48) 飯倉章「占領期の対日援助——日本復興の礎石」『日本とアメリカ——パートナーシップの50年』ジャパンタイムズ、2001年、22

(49) 「米側提供の債務性に関する資料 (1950年3月23日)」『ガリオア協定日米交渉』外交記録 B-0128/463-471、外務省外交史料館所蔵; ヒルドリングは、ニューヨーク州ニューロチェルで、1895年にスイス移民の子として生まれた。大学卒業後、1917年に正式に陸軍に入隊し、陸軍参謀総長だったマーシャルの信任を得て、1943年3

におよぶガリオア予算が成立した。この予算成立は、対日賠償によって朝鮮など、近隣諸国経済を強化しようと試みる方針が、逆に日本経済の弱体化を促し、そのために近隣諸国の復興を阻害しかねないという矛盾を解決する試みだった⁽⁵⁰⁾。

同じくヒルドリングのもとでは、1945年10月の朝鮮政策（SWNCC176/18）に代わる暫定方針が作成されていた。第二次世界大戦中に確立した米国の朝鮮政策の原則として、朝鮮が独立し、国際連合の一員となる資格を持つ自治政府樹立を目的に、米ソ共同委員会での交渉を通じて、朝鮮臨時政府を樹立する基本方針が維持された一方、それが実現されるまでの間、米軍政府による駐留によって、南部朝鮮内での軍事占領の継続を認めた⁽⁵¹⁾。また、国務省は南部朝鮮での広範な選挙を実施して、在朝鮮米陸軍司令官に対する諮問的な役割を担う立法機関（南朝鮮過渡立法院）を設立し、社会、経済的改革計画を立案させるなどの措置を検討した。米ソ共同委員会が不調に終わったなか、米国としては南部朝鮮に民主主義制度を定着させるための条件を整えなければならず、経済復興や教育改革が必要であった⁽⁵²⁾。

1946年9月、大統領特別顧問だったクリフォード（Clark M. Clifford）は、

月に創設された民政部（Civil Affairs Division）の初代部長を務めた。1945年にはSWNCC内に設置された極東小委員会（SWNCC Subcommittee for the Far East）の構成員となっていた。Troy J. Sacquety, Major General John Henry Hilldring, <https://www.soc.mil/ARSOF_History/articles/v12n1_hilldring_page_1.html>, accessed on August 4, 2019

(50) “Public Law 515: Chapter 583: An Act Making appropriations for the Military Establishment for the fiscal year ending June 30, 1947, and for other purposes,” July 16, 1946, 79th Congress (1945-1946) volumes 59-60, 2nd session (1946), 545-60, <<https://www.loc.gov/law/help/statutes-at-large/79th-congress.php>>, accessed on August 4, 2019

(51) 小此木『朝鮮分断の起源』499

(52) Memorandum by the Assistant Secretary of State for Occupied Area (Hilldring) to the Operations Division, War Department, June 6, 1946, in *FRUS, 1946*. vol.8, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1946v08/d520>>, accessed on August 22, 2019

トルーマンの要請により、「米国とソ連の関係」と題する報告書を作成し、ソ連の脅威を根本的に共産主義の脅威であると捉えた⁽⁵³⁾。そこで、国務長官、陸軍長官、検事総長、海軍長官、統合参謀本部、ポーレー個人代表大使などとの協議の末、ソ連の外交政策は、究極的に共産主義と資本主義の闘争という共産主義の論理に基づくと分析した。そのため米国は、共産主義が統制する領土の更なる拡張を防ぐために、十分な軍事力を保持すると同時に、ソ連の勢力圏外にある国家に対して経済援助と政治的支援をおこなう必要があるとされた。ソ連の浸透、そして、究極の支配を阻止する上で東アジアは、

(前略) ソ連の支配地域が広がるほど、米国の必要な軍備は大きくなる。米国の現在の軍事計画は、少なくとも今後数年間は西欧、中東、中国、日本がソ連圏の外にとどまることを前提としている。これらの地域の一つ、ないし、それ以上にソ連の支配が及んだ場合、ソ連の軍事力を抑制し、または、それ以上の進出を阻止するのに必要とされる軍事力は、非常に大きなものになるであろう。(中略) 極東を例にとると、統一され経済的に安定した中国、再建され民主的な日本、統一または独立の朝鮮のために、米国は努力を継続しなければならない。フィリピンの繁栄を保証し、東南アジア、および、インドの政治問題の非共産主義的路線に立った平和的解決を手助けしなければならない。
(後略)

として、ソ連の勢力圏外にとどめておくべき軍事的枢要な地域として言及して

(53) クリフォードは、1906年にカンザス州フォートスコットで生まれた。ワシントン大学卒業後、1928年からセントルイスで弁護士を開業し、1943年から大統領の海軍補佐官を務めるなど海軍将校として従事した。また1946年から1950年までの間、トルーマン大統領の特別顧問の地位に就いた。のちのジョンソン (Lyndon B. Johnson) 政権期では、マクナマラ (Robert S. McNamara) に代わって、1968年から国防長官を務めた。<<https://history.defense.gov/Multimedia/Biographies/Article-View/Article/571292/clark-m-clifford/>>, accessed on August 22, 2019

いた⁽⁵⁴⁾。クリフォードの報告書は、1946年2月のケナン電報に比べて、米国の持つ力をより軍事的側面に依拠して、国外への政治的、経済的援助をおこなうべきであると説いた点に特徴づけられるが、ケナン自身も同月、国防大学での講演で初めてソ連を長期にわたり、政治的かつ軍事的に封じ込めることを提唱していた⁽⁵⁵⁾。

一方で、かつて特別調査部の極東班初期メンバーで、国務省の日本部長代行となっていたボートンは、11月に公布される日本国憲法第9条による非軍事化と動員解除では、日本人によってのちに改憲される可能性があるため、連合国との合意や、講和条約による25年間の徹底した非武装条約が引き続き必要であることを進言していた⁽⁵⁶⁾。しかしながら、米国の東アジア政策は、中国大陸の国共調停工作に行き詰まり、辞任したハーレー（Patrick J. Hurley）に代わって、1945年12月から調停役を担ったマーシャル（George C. Marshall）も、1946年10月には中共調停工作の完全な行き詰まりを認めなければならない状況であった。国府軍は中共軍に対して優勢で、軍事物資の貯蓄もあったが、かえって国府内の強硬派の台頭を許していた。こうしたなか1946年11月の中間選挙は、1932年から数えて14年ぶりに上・下両院を野党の共和党が勝利を収め、多数党を獲得した⁽⁵⁷⁾。

米国共和党の選挙公約は、孤立主義者として知られるタフト（Robert A.

(54) American Relations with the Soviet Union, September 24, 1946, in Thomas H. Etzold, and, John L. Gaddis, eds. *Containment: Documents on American Policy and Strategy, 1945-1950*. New York: Columbia University Press, 1978, 65-70

(55) Giles D. Harlow, and, George C. Maerz, eds. *Measures Short of War: The George F. Kennan Lectures at the National War College, 1946-47*. Washington, D.C.: National Defense University Press, 1991

(56) Memorandum by the Acting Chief of the Division of Japanese Affairs (Borton) to the Director of the Office of Far Eastern Affairs (Vincent), September 30, 1946, in *FRUS, 1946*. vol.8, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1946v08/d254>>, accessed on August 22, 2019

(57) *Congressional Quarterly Almanac*. vol.4, 1948. Washington, D.C.: Congressional Quarterly News Features, 14

Taft) 上院議員らの影響を受けて、財政支出の削減、減税、戦時経済統制の解除など内政問題が中心だった⁽⁵⁸⁾。そこで、トルーマンも1947年年頭の一般教書演説において、農業の回復と高税率の継続を要求し、連邦議会で多数派を占める共和党に配慮を示した。一方、日独の講和会議をめぐって、ソ連との交渉の難しさも実直に表明した⁽⁵⁹⁾。中間選挙の惨敗は、トルーマンの内政・外交政策にかかる戦略的選択肢を制限し、ソ連との交渉をより一層、困難なものとする要因となっていた。

第3章 占領政策の転換と信託統治構想の挫折

南部朝鮮の政治環境は、依然として左派が活動できる余地を残していた。金日成は、1946年7月に北朝鮮民主主義民族統一戦線を結成し、さらに北朝鮮共産党と朝鮮新民党の合同を推進して、同年8月末には、勤労大衆の利益を代表するとして、北朝鮮労働党を創建した。「民主基地」論に基づき、同年11月には南朝鮮労働党が結成され、その委員長には、社会主義者で朝鮮人民共和国の国務総理だった許憲 (Hu Hun) が就任し、南部朝鮮での共産化を目指した⁽⁶⁰⁾。他方で、北部朝鮮では、1947年2月に行政府に相当する臨時人民委員会を人民委員会に発展させ、北部朝鮮における事実上の単独政府を樹立させた。

南部朝鮮の米軍政府も1946年12月、南朝鮮過渡立法院を設置することにより、在朝鮮米陸軍司令官に対する諮問機関を担わせ、南部朝鮮内の民主化を推

(58) Michael J. Hogan, *A Cross of Iron: Harry S. Truman and the Origins of the National Security State, 1945-1954*. Cambridge: Cambridge University Press, 1998, 86-7

(59) 藤本、濱賀、末次訳『資料：戦後米国大統領の「一般教書」第1巻』120-46

(60) 小此木は、金日成の「民主基地」論には1930年代に東満州にソビエト区（「根拠地」「解放区」）を築こうとした抗日遊撃闘争の経験が投影されていると指摘する。それゆえ金日成は、まず北部朝鮮に民主主義人民共和国を樹立し、その後に北部朝鮮に建設される「根拠地」から南部朝鮮を解放し、祖国を統一することを夢想していた。小此木『朝鮮分断の起源』388

進する動きを見せた。議長には、米軍政府の指示を受けた金奎植が就任し、安在鴻（An Chai Hong）が朝鮮人として、初代民政長官に選ばれた⁽⁶¹⁾。1947年3月10日からは、モスクワで、米英仏ソ4か国外相会議が開催されるなか、出席したマーシャルは、ソ連が欧州の経済危機を共産化に利用していることを確信した⁽⁶²⁾。マーシャルからの会議の報告を受けたトルーマンは、同月12日、自ら連邦議会上・下両院合同会議場に赴き、地域の枠組みを超えて世界を、自由主義と全体主義の2つの勢力に分ける戦いという論理に基づき、大統領演説をおこなった。東欧ではソ連の支配が確実のものとなり、それがヤルタ会談におけるローズヴェルト前民主党政権の一方的な譲歩の結果であるとする非難を、トルーマン政権全体で一斉に浴びていた。

演説においてトルーマンは、自由主義的な生活様式とは、多数の意思に基づき、自由な諸制度、代議政体、自由選挙、個人の自由の保障、言論・信仰の自由、政治的抑圧からの自由によって特徴づけられると述べた。それに対し、全体主義的な生活様式とは、多数者に対して強制される少数者の意思に基づき、恐怖と圧制、出版と放送の統制、形式的な選挙、そして、個人の自由の抑圧に依存することである。トルーマンは、自由な諸制度が、貧困と闘争の全体主義体制の脅威にあっているとし、「武装した少数派や、外部の圧力による征服に抵抗する自由な諸国民」を援助することこそ、米国の政策でなければならないとして、米国に脅威を及ぼす他国家の行動を許容せず、対峙していくことを強調した⁽⁶³⁾。

(61) 安在鴻は、1892年に生まれ、早稲田大学を卒業し、朝鮮日報社長として健筆を振った中道右派の民族主義者であった。The Political Adviser in Korea (Langdon) to the Secretary of State, December 27, 1946, in *FRUS, 1946*. vol.8, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1946v08/d577>>, accessed on August 22, 2019

(62) ハリー・S・トルーマン（加瀬俊一監修、堀江芳孝訳）『トルーマン回顧録——試練と希望の年』恒文社、1966年、93

(63) President Harry S. Truman's Address Before A Joint Session of Congress, March 12, 1947, <https://avalon.law.yale.edu/20th_century/trudoc.asp>, accessed on August 22, 2019

このトルーマン宣言は、4億ドルの援助を東地中海地域のギリシャとトルコに与えることを求めたに過ぎなかった。しかしながら、トルーマンは、全体主義という言葉辞を用いることで、ソ連の脅威が、かつての日独と同じように重大であり、両国の共産化を防ぐための軍事的、財政的措置の実施を米国民に印象づけた⁽⁶⁴⁾。同時期に開催されたモスクワ外相会議では対独、対日講和問題に関する進展はみられなかったものの、この宣言に基づくトルーマン・ドクトリンの実施によって、米ソの協力する見込みは、2回目の米ソ共同委員会を前に、すでに少なくなっていた。

こうしたなかで、米太平洋陸軍最高司令官であり、かつ、連合軍最高司令官であったマッカーサーは、東京の外国人記者クラブで早期対日講和を提唱した。マッカーサー自身は、日本経済に責任を負わないとされたが、日本経済の疲弊は、その民主化を揺るがしかねず、ワシントンでの対中政策、および、連邦議会で進められていた欧州復興援助計画のみを全面的に推進するトルーマン政権の偏った姿勢には抵抗があった。それゆえ、ワシントンと事前に協議をおこなうこともなく、対日占領任務の主目的である非軍事化は達成され、民主化もその枠組みが設定されたと宣言し、残る課題は経済復興であるとして、日本の世界との貿易のために、講和条約の早期締結と、連合軍の撤退を主張した⁽⁶⁵⁾。マッカーサーは、賠償緩和の一貫した支持者であり、日本の満州・朝鮮・台湾における在外資産剥奪以上の賠償を、戦後日本本土から取り立てることに反対だった⁽⁶⁶⁾。

ワシントンでは、1947年3月、トルーマン大統領の指示のもとで、SWNCCが対外政策の全般的再検討をおこない、日本をアジアにおける基軸要素と位置

(64) 佐々木卓也『冷戦——アメリカの民主主義的生活様式を守る戦い』有斐閣、2011年、66

(65) Sayuri Guthrie-Shimizu, "Japan, the United States, and the Cold War, 1945-1960," in Melvyn P. Leffler, and, Odd Arne Westad, eds. *The Cambridge History of the Cold War: Origins*. 1, New York: Cambridge University Press, 2010, 249-50

(66) 原朗「戦争賠償問題とアジア」『岩波講座 近代日本と植民地 8 アジアの冷戦と脱植民地化』岩波書店、1993年、272-3

づけた⁽⁶⁷⁾。日本への原料供給地であり、潜在的市場である極東諸国との交易拡大を促進するための、より広範な計画の必要性を唱えたことは、南部朝鮮など近隣地域と、日本との新たな統合をめぐる政策的方向性を明示していた。

連邦議会では、国共調停工作の失敗と中間選挙の惨敗、さらにはトルーマン宣言による冷戦の本格化を背景に、ジャッド (Walter H. Judd) 下院議員や、ノーランド (William F. Knowland) 共和党国府支持派議員らが、トルーマン・ドクトリンの中国適用を望み、中国向け軍事、経済援助を訴え始めていた⁽⁶⁸⁾。中国大陆では 1947 年 4 月末に山東省で、翌月には満州全域で中共軍が攻勢をかけ、国府軍は敗北を重ねた。そこで国務省も、中国に対する武器禁輸措置と軍事援助のうち、武器禁輸措置の解除に踏み切った⁽⁶⁹⁾。軍事援助については、1947 年 1 月から国務長官に就任していたマーシャル自身が、失敗した国共調停工作の個人的経験から、国府への軍事援助が、中国人民の反米感情を掻き立て、腐敗した国府の改革を遅らせると危惧した⁽⁷⁰⁾。

これに比べて、日本の重要性は見直されつつあった。フーバー (Herbert C. Hoover) 元大統領は、1947 年 5 月、パターソンに宛てた手紙の中で、日本やドイツこそ、西洋文明の主要な前線となるものであり、日本は「共産主義の行進に対する真のイデオロギーの堤防」となると語った。彼は、満州事変勃発時の大統領で、対日穏健路線をとろうとして国務長官だったスティムソン (Henry L. Stimson) と対立した人物だったが、それから 10 余年経ったいまも、

(67) 李鐘元「東アジアにおける冷戦と地域主義——アメリカの政策を中心に」『講座・世紀間の世界政治 第3巻 アジアの国際秩序——脱冷戦の影響』日本評論社、1993年、192

(68) 高橋慶吉「アメリカの対中政策とチャイナ・ロビーの誕生 (二・完) ——ウォルター・ジャッドを中心に」『阪大法学』53巻5号、2004年1月、1224

(69) Memorandum by the Director of the Office of Far Eastern Affairs (Vincent), May 26, 1947, in *FRUS, 1947*, vol.7, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1947v07/d654>>, accessed on August 22, 2019

(70) The Secretary of State to the Secretary of War (Patterson), March 4, 1947, in *ibid.*, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1947v07/d628>>, accessed on August 22, 2019

共和党系の最長老として多少の影響力を残していた⁽⁷¹⁾。国務省は、協議の末、国府への武器禁輸措置を削除したと同時に、欧州と極東における全体的な経済目標と占領地域、とくに日独における経済政策との調整に特別な配慮が必要であるとして、自立的な生産貿易システム確立のための復興加速化を示した⁽⁷²⁾。これは、日本の復興が、米国の援助負担を軽減するためだけでなく、中国情勢の悪化を主とした東アジアの共産主義の拡大を阻止するために必要とみなされたからだった⁽⁷³⁾。

こうした1947年5月の国務省の姿勢は、ミシシッピ州クリブランドにおけるアチソン国務次官の演説にもあらわれていた。アチソン演説は、欧州問題に重点が置かれているとはいえ、朝鮮半島が南北に分断され、中国でも内戦が続く東アジアの不安定な情勢から、日独を欧州と並んで「世界の大きな工場」と呼び、復興を目指す方針を示していた⁽⁷⁴⁾。すなわち、それら復興が、第二次世界大戦で疲弊した欧州とアジアの経済の回復には、欠かせない条件であった。

演説したアチソンは、第二次世界大戦期には国務次官補としてグルー (Joseph C. Grew) 国務次官を中心とする知日派の天皇制容認論に激しく反発した一人だった⁽⁷⁵⁾。また、バーンズ国務長官のもとでおこなわれた人事異動で国務次官に就任し、戦争終了直後にはグルーの後任として国務省再編の任にあたり、戦争末期に国務省極東局の中国部長をつとめていたヴィンセント (John

(71) Michael Schaller, *The American Occupation of Japan: The Origins of the Cold War in Asia*. New York: Oxford University Press, 1985, 93

(72) Report of the Special "Ad Hoc" Committee of the State-War-Navy Coordinating Committee, April 21, 1947, in *FRUS, 1947*. vol.3, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1947v03/d132>>, accessed on August 22, 2019

(73) 高橋慶吉「米国外交における中国大国化構想の挫折——一九四八年対外援助法を中心に」『阪大法学』56巻3号、2006年9月、299

(74) Joseph M. Jones, *The Fifteen Weeks: An Inside Account of Genesis of the Marshall Plan*. New York: Harcourt Brace Jovanovich, 1955, 280

(75) 五百旗頭真『米国の日本占領政策——戦後日本の設計図 (下)』中央公論社、1985年、166

C. Vincent) を極東局長に昇格させた⁽⁷⁶⁾。それゆえに、日本の復興を促進するアチソンの演説は、国務省内で日本が敵国として懲罰的に処する対象から、復興を支援すべき対象へと変化する兆しを予感させた。同年5月には米軍部も、日本を潜在的に強力な国家であり、軍事的に無力な状態を永続させることはできないと表明していた。また、日本を東アジア地域において、米国のイデオロギー上の敵を牽制することのできる唯一の国家であると評価したうえで、太平洋地域に対する援助政策を作成する際には、日本を第一に考慮するべきであると主張した⁽⁷⁷⁾。軍部も、国府への軍事援助問題をめぐって国務省と対立していたが、対日援助については、米国の全般的軍事戦略のなかで中国よりも高い優先順位を与えた。

一方で、翌月の1947年6月に米軍部は、日本が武装解除され占領されている状況においては、国府のみが共産主義勢力の拡大に抵抗できる「アジアで唯一の政府」であり、国府が中共に倒された場合、国際連合安全保障理事会において拒否権をもつ国府にかわって、中共がその地位を得るとの懸念から、武力による中共の排除を訴えた⁽⁷⁸⁾。こうした一連の軍部の見解に対してマーシャルは、軍部の中国情勢への見解が矛盾に満ちており、現実的な解決策ではないと評価した⁽⁷⁹⁾。軍部は、日本よりも中国の戦略的価値を低く評価しておきながら、中国大陸への武力介入を提言していた。他方で、国務省も、国府軍の弾薬が次第に枯渇しつつある状況から、なんらかの米国の行動が求められることを考慮し

(76) Dean Acheson, *Present at the Creation: My Years in the State Department*. New York: W. W. Norton & Company, Inc., 1969, 112-3

(77) Memorandum by the Joint Chiefs of Staff to the State-War-Navy Coordinating Committee, May 12, 1947, in *FRUS, 1947*. vol.1, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1947v01/d386>>, accessed on August 22, 2019

(78) Memorandum by the Joint Chiefs of Staff to the State-War-Navy Coordinating Committee, June 9, 1947, in *ibid.* vol.7, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1947v07/d661>>, accessed on August 22, 2019

(79) Memorandum by the Secretary of State to the Under Secretary of State (Lovett), July 2, 1947, in *ibid.*, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1947v07/d532>>, accessed on August 22, 2019

なければならなかった。すなわち、国府への軍事援助問題は、米国を国共内戦に全面的に関与させてしまう懸念と、何もしなければ共産主義者による統一中国の出現が見込まれるとのディレンマが存在した⁽⁸⁰⁾。

1947年5月には、朝鮮問題に関する米ソ共同委員会が再開された。米国は、南北朝鮮で国連監視のもと、総選挙を実施するよう主張し、国連に朝鮮問題の審議を要求した。しかしながら、ソ連は、米ソ両軍が朝鮮から撤退し、朝鮮民衆代表が主体となって審議しない限りは、国連での討議に反対すると主張した。こうしたなか、米軍政府は、南朝鮮過渡立法院で選出された民政庁を、南朝鮮過渡政府として設置した⁽⁸¹⁾。南朝鮮過渡政府の設置は、共同委員会において米国が主導権を確保するためであったが、再び協議対象をめぐる、米ソは対立を深め、1947年7月、2回目の共同委員会は決裂状態に陥った⁽⁸²⁾。

この決裂を受けてトルーマンは、南部朝鮮における民政移管の準備作業開始を指示した。また陸軍省も、国務省が民政に関する責任を引き継ぐことになるとの通達を、マッカーサーに伝えた⁽⁸³⁾。こうしたなかで、ケナンは、外交問題評議会 (Council on Foreign Affairs) が発刊する専門誌に論文を寄稿し、共産主義が一定地域から拡大しないようにするべきであるとする封じ込め政策を提唱した。1947年5月、ケナンは、マーシャルのもとで国務省内に新たに設けられた政策企画室 (Policy Planning Staff) の初代室長に抜擢されていた。その

(80) Minutes of Meeting of the Secretaries of State, War, and Navy, June 26, 1947—11:30 a.m., June 26, 1947. in *ibid.*, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1947v07/d664>>, accessed on August 22, 2019

(81) The Political Adviser in Korea (Jacobs) to the Secretary of State, June 20, 1947. in *ibid.* vol.6, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1947v06/d522>>, accessed on August 22, 2019

(82) Lieutenant General John R. Hodge to the Secretary of State, July 10, 1947, in *ibid.*, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1947v06/d540>>, accessed on August 22, 2019

(83) Interim Directive to General of the Army Douglas MacArthur, at Tokyo, for Lieutenant General John R. Hodge, at Seoul, July 24, 1947. in *ibid.*, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1947v06/d552>>, accessed on August 22, 2019

封じ込め的手段として、より自由主義世界の政治的、経済的安定を重視し「近代的な軍事力が量産できるのは、世界で5つの地域である米国、英国、ライン流域を中心とする隣接工業地帯、ソ連、日本」に限られるとした⁽⁸⁴⁾。1947年6月に入ると、欧州に対する米国の関与拡大に伴う兵力不足や、朝鮮半島に駐在する米軍と基地に、そもそも共産主義勢力による侵略を防ぎきる能力がないことなどから、統合参謀本部 (Joint Chiefs of Staff) 傘下の統合戦争計画委員会 (Joint War Plans Committee) も、韓国からの米軍の引き上げを検討した⁽⁸⁵⁾。

1947年8月26日、ラヴェット (Robert A. Lovett) 国務次官は、米英中ソ4カ国による会議を再開することで、1945年12月のモスクワ協定の実行について再協議することを提案し、南北朝鮮のそれぞれに普通選挙による臨時立法機関を設立し、両者の代表が統一臨時政府を構成して、独立国家を樹立することを提案した⁽⁸⁶⁾。しかしながら、ソ連は、こうした南北2つの立法機関樹立が、南北分割を助長するものとして拒否した⁽⁸⁷⁾。そこで米国は1947年9月、モスクワ協定に基づく統一朝鮮の樹立を断念し、南北双方が国連監視のもとで総選挙を実施し、その後に米ソ両軍が撤退する国連提訴に踏み切った。同月23日の国連総会は、米国が提案する南北朝鮮統一問題を議題として採択した⁽⁸⁸⁾。1947

(84) ジョージ・F・ケナン (清水俊雄訳) 『ジョージ・F・ケナン回顧録——対ソ外交に生きて (上)』 読売新聞社、1973年、338

(85) John Lewis Gaddis, *The Long Peace: Inquires into the History of the Cold War*, New York: Oxford University Press, 1987, 94-6; ケナンも軍事的必要性を感じていなかった。Memorandum by the Director of the Policy Planning Staff (Kennan) to the Director of the Office of Far Eastern Affairs (Butterworth), September 24, 1947, in *FRUS, 1947*, vol.6, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1947v06/d620>>, accessed on August 22, 2019

(86) The Acting Secretary of State to the Embassy in the Soviet Union, August 26, 1947, in *ibid.*, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1947v06/d589>>, accessed on August 22, 2019

(87) The Soviet Minister for Foreign Affairs (Molotov) to the Secretary of State. in *ibid.*, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1947v06/d597>>, accessed on August 22, 2019

(88) The Political Adviser in Korea (Jacobs) to the Secretary of State, in *ibid.*,

年11月、国連総会は、臨時朝鮮委員団の監督のもと、翌年5月に南北同時総選挙を実施することを決議した⁽⁸⁹⁾。

こうしたなか、ケナンら米国の政策立案者は、ソ連を除いた日本との講和交渉を検討し、日本を中立化するに等しい4大国による25年間の非武装条約案の見直しに着手していた⁽⁹⁰⁾。ケナンは、日本をこのまま放置すれば、共産主義化するとの懸念を抱いていた。マーシャルは、米国の今後の政策目的が欧州とアジアにおける勢力均衡の回復にあり、すべての行動は、この政策目的に合わせて検討されるべきであるとして、その提言に同意を示した。初代国防長官に就任したフォレストル (James V. Forrestal) も、同年11月7日、勢力均衡の回復が、必然的にその構成要素と関連づける必要があるとして、その構成要素には米国が破壊した日独が含まれること、すなわち、その政策の見直しを要請した⁽⁹¹⁾。こうして、アジアの工場として機能させることを最終目標とした、日本に対する援助計画立案が進められた。1948年1月に入ると、ロイヤル (Kenneth C. Royall) 陸軍長官が、日本を今後極東に生ずべき、他の全体主義的戦争の脅威を抑制する役目を果たすと考え、対日占領政策について民主化政策を緩和し、経済復興政策を推進する必要を説いた⁽⁹²⁾。翌2月、政策企画室も日本の戦略的価値を見直し、日本を太平洋方面における米国の安全保障上の要

<<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1947v06/d609>>, accessed on August 22, 2019

(89) Resolution Adopted by the United Nations General Assembly on November 14 at its 112th Plenary Meeting, in *ibid.*, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1947v06/d660>>, accessed on August 22, 2019

(90) Memorandum by Mr. John P. Davis, Jr., of the Policy Planning Staff to the Director of the Staff (Kennan), August 12, 1947, in *ibid.*, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1947v06/d393>>, accessed on August 22, 2019; PPS 13, Resume of World Situation, November 6, 1947, in *The State Department Policy Planning Staff Papers, 1947-1949* [hereafter cited as *PPS Papers*] . 1, New York: Garland Publishing, Inc., 1983, 135

(91) Walter Millis, ed. *The Forrestal Diaries*. New York: The Viking Press, 1951, 341

(92) 大嶽秀夫編・解説『戦後日本防衛問題資料集 第一巻——非軍事化から再軍備へ』三一書房、1991年、193-7

石であると評価した。ケナンは、米国が共産主義の浸透から日本を守り、日本の経済的復興を優先すれば、太平洋地域の平和と安定につながると考えていた⁽⁹³⁾。

トルーマン政権は、連邦議会に対し、日本経済復興援助計画を含む占領地域経済援助法案のほかに、中国援助法案や欧州援助法案、そして、ギリシャ・トルコ援助法案に約1億8000万ドルの予算をあてることを提案した。占領地域経済援助の内容は、1948年4月に対外援助授權法として成立し、同年6月にはトルーマン政権の歳出法案提出によって、さらに審議にかけられた⁽⁹⁴⁾。1948年6月に連邦議会で採択された最終法案には、南部朝鮮と琉球諸島を含め、日本経済の自立化を目指した占領地経済復興資金（Economic Rehabilitation in Occupied Areas；以下、エロアと略記）援助を盛り込んだ。トルーマン政権は、占領地域の救済を目的としたガリオア援助を日本に対して、1947会計年度から開始していた。しかしながら、前述したように、ガリオア援助は、占領改革の遂行のうへで障害となる飢餓や、疫病の蔓延、そして、社会不安の発生を防ぐことが目的で、食糧や肥料などを中心とした救済援助だけでは、日本経済の自立化が進まず、米国の負担は増すばかりだった。

そこでトルーマン政権は、日本経済の復興を目的として、エロア援助を工業生産の拡大に必要な原材料の調達に充てるべく、1949年会計年度から支給することを決定し、その資金を議会に要請した。連邦議会は、さらなる援助負担に消極的であったものの、米国の占領費負担を減らすため、最終的には対外援

(93) PPS 23, Review of Current Trends United States Foreign Policy, February 24, 1948, in *PPS Papers*, 2, 123

(94) The China Aid Act of 1948, in Lyman P. Van Slyke, *United States Relations with China: With Special Reference to the Period 1944-1949*, 1, Stanford: Stanford University Press, 1967, 387-90; China Aid Act of 1948, in *ibid.*, 2, 991-3; 授權法とは、計画や事業に対して支出をおこなう法的権限を与えるもので、歳出法とはそれらに必要な予算額を具体的に規定するものである。Bill Heniff, Jr., "Overview of the Authorization Appropriations Process," in CRS Report for Congress, <<http://www.rules.house.gov/archives/rs20371.pdf>>, accessed on August 10, 2019

助歳出法として、総額13億ドルのガリオア援助を盛り込み、そのうち1億2500万ドルをエロア援助として使用することを認めた⁽⁹⁵⁾。予算を獲得したトルーマン政権は、経済復興政策を厳格に実施するために、デトロイト銀行頭取のドッジ (Joseph M. Dodge) の日本派遣に踏みきった。

1948年3月、ドレーパー (William H. Draper, Jr.) 陸軍次官とケナンは来日して、マッカーサーと会談した⁽⁹⁶⁾。三回の意見交換をつうじてまとめられた対日占領政策の修正案は、講和後の日本の安全保障方針を、国際情勢と日本国内の安定度によって決定するべきとした⁽⁹⁷⁾。こうして1948年10月には、米国によって経済復興を中心とする対日占領政策の転換が図られるに比して、朝鮮半島では分断が固定化されていく⁽⁹⁸⁾。

おわりに

1947年5月に開催された第2次米ソ共同委員会は同年10月、無期限休会に陥ると、ソ連との交渉は失敗に終わった。ここにおいて、米国が望む朝鮮半島の連合国共同の信託統治機構樹立の試みは、実質的な破綻を迎える。共同委員会の失敗は、米ソの朝鮮政策の基本的な対立を露呈するものであった。米国が戦時中からの民族自決主義を基盤にして、自由で独立した統一朝鮮を追求するため、信託統治構想を形成したのに対して、ソ連は、そのような米国の政策に不信を感じ、伝統的な防衛的拡張から、北部朝鮮地域に独自の親ソ的体制を構

(95) ハワード・B・ショーンバーガー (宮崎章訳) 『占領1945—1952——戦後日本をつくりあげた8人のアメリカ人』時事通信社、1994年、235; H. Bradford Westerfield, *Foreign Policy and Party Politics: Pearl Harbor to Korea*. New Haven: Yale University Press, 1955, 287-90

(96) 大嶽編『戦後日本防衛問題資料集 第一巻』213-6

(97) PPS 28/2, Recommendations with Respect to U. S. Policy Toward Japan, May 26, 1948, in *PPS Papers*, 2, 177

(98) Note by the NSC Executive Secretary (Souers) to President Truman, October 7, 1948, in *FRUS, 1948*. vol.6, <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1948v06/d588>>, accessed on August 22, 2019

築し、さらには米ソ共同委員会が樹立する統一臨時政府から、南部朝鮮内の反ソ反共勢力を排除しようとした。

委員会の決裂によって、朝鮮問題は、国際連合に上程され、1947年11月の第2回国連総会は、米国提案による国連監視下での南北朝鮮における総選挙を実施し、統一政権を樹立する決議が採択された。しかしながら、ソ連はこの総会決議を欠席し、金日成は、選挙事前準備のため、北部朝鮮の立ち入りを求めた国連臨時朝鮮委員団の受け入れを拒否した。こうした非妥協的態度を受けて、北緯38度線以北の選挙は、実施することができず、国連総会は1948年2月、南部朝鮮のみの自由選挙を決議した。ヤルタ体制を発端に、その枠組みから発展した米ソ間の対立という国際的要因と、戦後日本からの植民地解放によって生まれた政治的空白地帯は、朝鮮民族内部においても、その政治理念をめぐる対立と混乱を生み出した。

同年5月には、予定通り南部朝鮮のみで単独総選挙が実施され、8月には信託統治を経ずして、李承晩を大統領に、大韓民国が樹立された。すでに人民軍を創設していた北部朝鮮は9月、金日成を領袖に、北朝鮮人民委員会が朝鮮民主主義人民共和国に発展、解消した。国連監視のもとでおこなわれた南部朝鮮における憲法制定のための国会選挙が、自由選挙によるものであったことを根拠に1948年12月、第3回国連総会は、朝鮮半島における唯一合法的政府として、大韓民国政府樹立を承認する。

米国の朝鮮半島における信託構想の挫折に至る過程は、日本列島と中国大陸に挟まれた半島の分断という東アジアにおける米ソ対立の冷戦化を如実に示していた。そもそも、朝鮮半島に対する米国の信託統治構想の基礎には、日本との政治的、経済的分離を図る一方で、朝鮮内部の政治的独立能力への不信や、経済の自立可能性に対する悲観的評価が存在した。しかしながら、その構想は、ソ連だけでなく、朝鮮の政治的指導者にも受け入れられたわけではなかった。ソ連との東欧問題の紛糾から、二度にわたる共同委員会の決裂まで、戦後の米ソ対立が世界規模の対立へと深化するなかで、米国は近隣の中国大陸政策や、対日占領政策の見直しを図らなければならず、占領下の民主化とともに経済復

興が重要視されていく。米国は信託統治の構想を最後まで捨てたわけではなかったが、中間選挙における民主党惨敗とともに、トルーマン政権の対ソ交渉への戦略的選択肢が制限されるなかで、その挫折による分断を受け入れなければならなかった。